

月次総会議事録

令和7年(第11回)加古川市農業委員会月次総会
令和7年11月25日(火)

加古川市役所新館9階 192会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 末弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
17 久保田 四郎	18 丸山 良作	

欠席

事務局

局長 福井 大介	農政企画担当副課長 池田 健司
主事 高橋 周	

現地調査(西地区)

11月18日(火) 午前9時50分から
丸山副会長、都倉農政委員長代理、柿本委員、道清委員 事務局2名

現地調査(東地区)

11月18日(火) 午後1時10分から
丸山副会長、都倉農政委員長代理、橋本委員、井相田委員 事務局2名

馬田 禎紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時27分

議長 ただ今より、令和7年第11回の月次総会を開催いたします。
本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 17名
本日の出席委員数 17名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、7番 橋本 末広 委員、8番 前田 祥道 委員、両名よろしく願います。

議長 それでは議事に入ります。
議案第72号を議題といたします。
議案第72号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書1ページをご覧ください。
この議案につきましては、農地法第18条第1項の規定による農地等の賃貸借の解除の許可申請があったもので、第6回、第7回、第8回、第9回及び第10回月次総会においてご審議いただいています。その際、借り人側から農事調停が裁判所へ提出され、現在農事調停の場において話し合いが行われており、今後合意される可能性もある中で、農業委員会が許可・不許可の判断をすることは難しいのではないかというご説明を申し上げ、農業委員会の意見を定めることなく今月の総会に再度上程させていただきました。
その後、農事調停が開始され、10月31日に第3回目が行われました。その際に、適正な離作料を支払い合意解約することで調停が成立しております。この後、11月20日に本件許可申請の取下書と合意解約の通知が提出されました。
以上により、本議案は取下げとなり、次回の月次総会において合意解約の報告をさせていただきます。

以上、ご報告いたします。

議長 ただいま事務局から説明があったとおり、議案第72号については取下げといたします。

議長 次に、議案第119号を議題といたします。
議案第119号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書2ページ、審議参考資料1ページをご覧願います。
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第119号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

議案書2ページ、審議参考資料1ページをご覧願います。

この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第119号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

1 加古川町大野 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。新設農家。

2 野口町北野 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] 株式会社へ。農地所有適格法人

3 八幡町上西条 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。使用貸借権設定

4 平荘町一本松 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。使用貸借権設定、新設農家。

5 上荘町小野 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

議案書3ページをご覧ください。

6 上荘町井ノ口 [] 外2筆、計 [] 平米。亡 [] 相続財産清算人 弁護士 中野 二郎さんから、 [] さんへ。

7 西神吉町辻 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

8 志方町志方町 [] 外1筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。新設農家。

9 志方町上富木 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

議案書4ページをご覧ください。

10 志方町高畑 [REDACTED] 外3筆、計 [REDACTED] 平米。 [REDACTED] さん 外1名から、 [REDACTED] さんへ。

11 志方町廣尾 [REDACTED]、 [REDACTED] 平米。 [REDACTED] さんから、 [REDACTED] さんへ。

12 志方町細工所 [REDACTED]、 [REDACTED] 平米。 [REDACTED] さんから、 [REDACTED] さんへ。

13 志方町西飯坂 [REDACTED]、 [REDACTED] 平米。 [REDACTED] さんから、 [REDACTED] さんへ。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。また、新設農家3件について、取得面積が小さく、地元委員による現地調査及び営農計画を確認の結果、問題ないとの判断があったため、新設農家の聞き取り調査を省略しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1～4ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第119号について、ご意見を承ります。

井相田委員 議席番号3番 井相田です。6番の案件における譲受人は、現経営地の一部を適正に管理できていない状況である。今回の申請地も含めて適正に管理するように指導してもらいたい。

事務局 今回の許可書交付時に適正に管理するように伝えます。

議長 ほかにご意見はございませんか。

意見なし

議長 ほかにご意見がないようですので、議案第119号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第119号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第120号を議題といたします。

議案第120号の12件については、10月14日から11月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第121号を議題といたします。

議案第121号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書9ページ、審議参考資料5ページをご覧ください。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第121号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 平岡町山之上■■■■、■■■■平米。■■■■さん。農地への進入路用地。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料5ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

橋本委員 議席番号7番 橋本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年11月18日、調査者は、丸山副会長、都倉農政委員長代理、井相田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第121号の1番。申請の土地の位置は山之上の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が宅地、西が宅地、南が田、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、岡本委員、山本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第121号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第121号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第121号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第122号を議題といたします。
議案第122号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書10ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第122号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 神野町福留■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。露天資材置場用地。始末書添付。集落地区計画区域。

2 平岡町山之上■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さん 外1名へ。住宅用地。建築許可申請併願。使用貸借権設定。

3 八幡町中西条■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さん 外1名へ。住宅用地。建築許可申請併願。使用貸借権設定。仮換地証明、確約書添付。

4 東神吉町神吉■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。太陽光発電施設用地。

議案書11ページをご覧ください。

5 東神吉町神吉■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。露天自動車置場用地。始末書添付。

6 西神吉町中西■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。住宅用地。建築許可申請併願。使用貸借権設定。

7 志方町上富木■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。太陽光発電施設用地。隣接同意不添付。疎明書添付。

8 志方町雑郷■■■■、外1筆、計■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。非FIT太陽光発電施設用地。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。
つきましては、別紙、審議参考資料6～7ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと

考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番から3番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

橋本委員 議席番号7番 橋本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年11月18日、調査者は、丸山副会長、都倉農政委員長代理、井相田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第122号の1番。申請の土地の位置は福留の南、現況は雑種地。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、大形推進委員でした。

次に、議案第122号の2番。申請の土地の位置は山之上の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が宅地、西が宅地、南が田、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、岡本委員、山本推進委員でした。

次に、議案第122号の3番。申請の土地の位置は中西条の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が道路、南が道路、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、馬田委員、前田委員、八代醍推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、4番から8番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

柿本委員 議席番号15番 柿本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年11月18日、調査者は、丸山副会長、都倉農政委員長代理、道清委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第122号の4番。申請の土地の位置は神吉の南東、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が水路、西が田、南が水路、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

次に、議案第122号の5番。申請の土地の位置は神吉の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西が水路、南が水路、北が水路となっており、隣接に農地はありません。以上2件、地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

次に、議案第122号の6番。申請の土地の位置は中西の南西、現況は稲作あと。申請地の周囲は、東が田、西が道路、南が田、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、増田推進委員でした。

次に、議案第122号の7番。申請の土地の位置は上富木の南西、現況は畑作。申請地の周囲は、東が田、西が水路、南が道路、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、東田委員、横山推進委員でした。

次に、議案第122号の8番。申請の土地の位置は雑郷の西、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が田、西が宅地、南が田、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、藤原委員、安本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、7番の案件について、隣接農地所有者の同意書不添付にかかる聞き取り調査の報告をお願いします。

東田委員 議席番号5番 東田です。議案第122号の7番について、一部の隣接農地所有者の同意書の添付がなく、疎明書が提出されている件について、11月18日火曜日に、丸山副会長、都倉農政委員長代理と私、事務局2名の合計5名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

はじめに、同意書に押印のなかった隣接農地所有者については、聞き取り調査には来られませんでした。

次に、転用事業者の社員から聞き取りを行いました。同意書が添付されていない理由については、登記簿で確認できる住所に地権者を訪ねたところ、別の方が住んでいる状況でした。地元自治会に地権者の所在を聞いてもわからないとの回答で、近隣の住民にも所在を確認しましたが所在はつかめませんでしたとの事でした。

現地調査では申請地は畑作の状態であり、収穫が終わってから工事に入るとのことで、隣接地についても放棄田となっており、境界から十分に間隔を取ってフェンスを設置し、雑草対策も適宜行い、隣接水路についても機能の保全はされる計画となっているため、隣接農地所有者の同意書は添付されていませんが、農業上の大きな支障はないと思われます。

以上で聞き取り調査の報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 事務局の議案朗読及び説明、現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第122号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第122号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第122号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第123号を議題といたします。
議案第123号の1件については、10月14日から11月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第124号を議題といたします。
議案第124号の14件については、10月14日から11月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第125号を議題といたします。
議案第125号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書17ページ、審議参考資料8ページをご覧ください。
この議案は、200平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第13条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。
それでは議案を朗読いたします。

議案第125号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと

1 尾上町池田■■■■、■■■■平米のうち■■■■平米。■■■■

■■■■さん。農業用倉庫。

この案件について、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料8ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法施行規則第29条第1号に規定する基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

井相田委員 議席番号3番 井相田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年11月18日、調査者は、丸山副会長、都倉農政委員長代理、橋本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第125号の1番。申請の土地の位置は池田の西。現況は農業用倉庫が建っており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、久保田委員、

山本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第125号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第125号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第125号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第126号を議題といたします。
議案第126号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書18ページ、審議参考資料9ページをご覧ください。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願ひ出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第126号 非農地証明願承認のこと。

1 加古川町大野 [] 外6筆、計 [] 平米。 [] さん、平成10年頃より。

2 神野町石守 []、 [] 平米。 [] さん、昭和60年頃より。

3 平荘町山角 []、 [] 平米。 [] さん、昭和55年1月頃より。

議案書19ページをご覧ください

4 西神吉町大国 [] 外1筆、計 [] 平米。 [] さん、 [] は昭和49年頃より、 [] は昭和38年以前より。

5 志方町行常 []、 [] 平米。 [] さん、昭和61年頃より。

この案件につきまして定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料 9 ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1 番及び 2 番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

井相田委員 議席番号 3 番 井相田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和 7 年 11 月 18 日、調査者は、丸山副会長、都倉農政委員長代理、橋本委員と私、事務局 2 名の、合計 6 名で実施しました。

議案第 126 号の 1 番。申請の土地の位置は大野の北。現況は山林となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、庄司委員でした。

次に、議案第 126 号の 2 番。申請の土地の位置は石守の北。現況は宅地の一部となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、大形推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、3 番から 5 番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

道清委員 議席番号 4 番 道清です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和 7 年 11 月 18 日、調査者は、丸山副会長、都倉農政委員長代理、柿本委員と私、事務局 2 名の、合計 6 名で実施しました。

議案第 126 号の 3 番。申請の土地の位置は山角の北西。現況は宅地の一部となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、来田推進委員、藤原推進委員でした。

次に、議案第 126 号の 4 番。申請の土地の位置は大国の南。現況は宅地の一部となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、増田推進委員でした。

次に、議案第 126 号の 5 番。申請の土地の位置は行常の中。現況は倉庫が建っており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、藤原委員、安本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第 126 号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第126号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第126号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第127号を議題といたします。
議案第127号の1件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第128号を議題といたします。
議案第128号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書21ページをご覧ください。
この議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、加古川市が地域計画を定めようとするもので、同条第6項の規定に基づき、加古川市長から農業委員会の意見を求められたものです。
今回は平荘町東磐地区において地域計画を策定するものです。議案書22ページから24ページの計画案及び25ページの目標地図をご覧ください。区域内の農用地は20.9haで、うち16%にあたる3.4haを、認定農業者である農事組合法人■■■■が担い手と位置付ける計画となっています。
東磐地域では、■■■■を中心に水稻の種子生産に取り組まれており、今後も農地面積の現状維持を目指す目標となっています。
今回の総会上程に先立ち、地元平荘町の委員・推進委員のみなさまにご意見を伺ったところ、特に支障があるとの意見はございませんでした。ついては、本計画は支障がなく、適正なものと考えております。
以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第128号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第128号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第128号について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

議長 次に、議案第129号を議題といたします。
議案第129号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書26ページから27ページをご覧ください。
この議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づき作成された地域計画について、その計画の一部を変更しようとするもので、同条第6項の規定により加古川市長から意見を聴かれたものです。
変更する内容については、わずかな区域の農地転用を行うため地域計画の区域から外すもの、及び、担い手となる耕作者の変更または新たに設定するもので、計画全体への影響は限定的なものです。
また、当該地区の農業団体長の同意を得ており、地元委員に意見聴取したところ支障がないとの回答があったことから、加古川市農業委員会農地法事務に関する専決処理規程第2条第2項の規定により、八幡町下村地区については10月29日付で、それ以外の3地区については10月28日付で、それぞれ会長専決により市長へその旨を回答したことを報告いたします。以上です。

議長 議案第129号については報告議案ですので、以上といたします。

議長 次に、議案第130号につきましては、諮問原課である農林水産課から取下書が提出されましたので、議案から削除願います。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時5分)

加古川市農業委員会

会長 馬田 禧 紹

令和7年11月25日

署名委員 (7番)

署名委員 (8番)